

○在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて

〔平成13年3月30日〕
〔財理第1322号〕

改正 平成18年12月26日財理第 5084号
同 19年 8月31日同 第 3506号
同 21年12月22日同 第 5538号
同 22年 3月31日同 第 1414号
同 28年 3月29日同 第 1095号
令和元年 7月 5日同 第 2378号

財務省理財局長から 各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

標記のことについて、防衛施設庁次長あて別添のとおり通知したから了知の上、処理されたい。

別添

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の取扱いについて

〔平成13年3月30日〕
〔財理第1322号〕

財務省理財局長から 防衛施設庁次長宛

標記のことについては、平成13年4月1日から下記により処理することとしたので通知する。

目 次

- 第1 国有財産の提供並びに提供中の国有財産の一時使用及び返還に関する手続
 - 1 国有財産の提供事務手続
 - 2 提供中の国有財産の一時使用等事務手続
 - 3 提供中の国有財産の返還要求事務手続
- 第2 提供に関する取扱い
 - 1 使用承認等
 - 2 受渡し
 - 3 管理等
- 第3 一時使用等に関する取扱い
 - 1 申請等
 - 2 審議会付議
 - 3 協議
 - 4 承認
- 第4 返還に関する取扱い
 - 1 申請
 - 2 審議会
- 第5 留意事項

- 1 代替施設の提供の場合
 - 2 閣議請議
 - 3 その他
- 第6 通知、報告等
- 1 実態調査、未登記財産の処理等に関する通知
 - 2 実態調査、未登記財産の処理、訴訟等に関する報告
 - 3 一時使用等の許可等に関する報告
 - 4 通知又は報告を受けた場合の処理
 - 5 使用承認に関する報告
 - 6 在日合衆国軍隊使用国有財産の増減に関する報告
 - 7 返還財産（土地）の施設別処理状況等に関する報告
 - 8 返還が予定されている提供財産とその処理方針に関する報告
- 第7 特例処理

記

第1 国有財産の提供並びに提供中の国有財産の一時使用及び返還に関する手続

在日合衆国軍隊に対する国有財産の提供並びに提供中の国有財産の一時使用及び返還に関する手続については、昭和27年6月27日の次官会議了解「行政協定第2条により在日米軍に提供する施設及び区域を決定するための手続の件」等に基づき、概要次のとおり行うものとする。

（注）別添1及び別添2参照。

1 国有財産の提供事務手続

国有財産を在日合衆国軍隊の用に供するため提供する場合の事務手続の手順は、次によるものとする。

- (1) 在日合衆国軍隊から施設分科委員会を通じ、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）第6条に基づく施設及び区域（以下「施設及び区域」という。）として国有財産を提供することについて提案があった場合においては、防衛省は、当該財産を所管する各省各庁（以下「関係各省各庁」という。）に協議する。
- (2) 防衛省から協議を受けた関係各省各庁は、当該財産を所管する部局等（以下「関係部局等」という。）の意見を徴した上、防衛省に対し回答する。
- (3) 関係各省各庁から回答を受けた防衛省は、日本側意見を施設分科委員会に提案する。
- (4) 施設分科委員会において、当該財産の提供について合意された場合においては、同委員会から合同委員会へ承認勧告が行われる。
- (5) 合同委員会において、当該財産の提供について承認された場合においては、防衛省は、その旨を関係各省各庁へ通知し、関係各省各庁は関係部局等へその旨を通知する。
- (6) 防衛省は、閣議請議について関係各省各庁に合議するとともに、閣議決定の稟請の手続をとる。
- (7) 閣議決定された場合においては、防衛省は、外務省に対し日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「地位協定」という。）第2条第1項の續の規定に基づく施設及び区域の提供に関する協定の締結方を依頼する。
- (8) 外務省は、地位協定第2条第1項の續の規定に基づく施設及び区域の提供に関する協定が締結された場合においては、その旨を防衛省に通知し、防衛省は、施設及び区域の提供の決定について官報告示の手続をとるとともに、関係各省各庁に施設及び区域の提供に関する閣議決定及び協定締結がなされた旨を通知する。
関係各省各庁は、関係部局等にその旨を通知する。

2 提供中の国有財産の一時使用等事務手続

在日合衆国軍隊に提供中の国有財産を在日合衆国軍隊以外の者に使用又は収益（以下「一時使用等」という。）させる場合の事務手続の手順は、次によるものとする。

- (1) 提供中の国有財産を特定の用途に供するため一時使用等の許可を受けようとする者（以下「一時使用等申請者」という。）がある場合において、当該財産が財務省所管一般会計所属普通財産（以下「普通財産」という。）であるときは、地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）の長に対し、また、当該財産が普通財産以外の国有財産であるときは、関係部局等の長に対し、当該一時使用等申請者から、一時使用等申請書を提出させる。
 - (2) 一時使用等申請書が提出された場合において、当該財産が普通財産であるときは、次による。
 - イ 地方防衛局等は、現地合衆国軍隊の意向を確認する。
 - ロ 地方防衛局等は、現地合衆国軍隊の内諾が得られた場合において、当該一時使用等の許可が財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）との協議を要するものであるときは、財務局長に協議する。
 - ハ 協議を受けた財務局長は、第3の2又は4に定めるところにより必要があるときは、国有財産地方審議会若しくは旧軍港市国有財産処理審議会に付議し、又は理財局長の承認を得た上、同意を行う。
 - (3) 一時使用等申請書が提出された場合において、当該財産が普通財産以外の国有財産であるときは、次による。
 - イ 関係部局等は、地方防衛局等を通じ現地合衆国軍隊の意向を確認する。
 - ロ 地方防衛局等から現地合衆国軍隊の内諾が得られた旨の通知を受けたときは、関係部局等は地方防衛局等に対し、施設分科委員会への提案を依頼する。
 - (4) 地方防衛局等は、(2)又は(3)の手続を経た上、防衛省に対し一時使用等について施設分科委員会へ提案方を上申し、防衛省は、施設分科委員会へ提案する。
 - (5) 施設分科委員会において、在日合衆国軍隊から一時使用等に関する条件の提示があった場合において必要があるときは、防衛省は地方防衛局等に対し、当該条件に対する意見について照会を行い、地方防衛局等は、（普通財産以外の国有財産に係るものについては、関係部局等を通じ）一時使用等申請者の意見を徴する。（注）地方防衛局等が必要と認める場合においては、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の意見をも徴する。
 - (6) 地方防衛局等から回答を受けた防衛省は、日本側意見を施設分科委員会へ提案する。
 - (7) 施設分科委員会において、当該財産の一時使用等について合意された場合においては、同委員会から合同委員会へ承認勧告が行われる。
 - (8) 合同委員会において一時使用等が承認されてから、施設及び区域の一時使用等に関する協定締結方を依頼するまでの事務手順は、1の(5)から(8)までの例による。
 - (9) 外務省は、地位協定第2条第4項の續の規定に基づく施設及び区域の一時使用等に関する協定が締結された場合においては、その旨を防衛省に通知し、防衛省は、施設及び区域の一時使用等の決定について官報告示の手続をとるとともに、普通財産に係るものについては、財務省に対し、普通財産以外の国有財産に係るものについては、地方防衛局等を通じ、関係部局等に対し、施設及び区域の一時使用等に関する閣議決定及び協定締結がなされた旨を通知する。
 - (10) 地方防衛局等及び関係部局等は、一時使用等申請者に対し一時使用等を許可する。なお、地方防衛局等は、普通財産について一時使用等の許可を行った場合においては、その旨を財務局に報告する。
- 3 提供中の国有財産の返還要求事務手続
- 在日合衆国軍隊に提供中の国有財産について、特定の用途に供する目的で返還（使用転換に伴う返還を含む。以下同じ。）を求める場合の事務手続の手順は、次によるものとする。
- (1) 提供中の国有財産を特定の用途に供するため売払い等を受けようとする者（以下「売払等申請者」という。）がある場合においては、地方防衛局等の長及び関係部局等の長に対し、

当該売払等申請者から、返還に関する要望書を提出させる。

- (2) 地方防衛局等は、返還の見込みについて現地合衆国軍隊の意向を確認し、意見を付して防衛省へ上申する。
- (3) 関係部局等は、返還に関する要望書の内容について検討し、これを適当であると認める場合においては、意見を付して関係各省各庁へ上申する。
なお、提供中の普通財産について財務局に返還に関する要望書の提出があった場合において、第4の2に定めるところにより必要があるときは、財務局長は、国有財産地方審議会又は旧軍港市国有財産処理審議会に付議の上、理財局長へ上申する。
- (4) 関係各省各庁は、当該財産の返還を行うことが適当であると認める場合においては、防衛省に対し施設分科委員会への提案方を依頼し、防衛省は、その後に施設分科委員会へ提案する。
- (5) 施設分科委員会において、在日合衆国軍隊から返還に関する条件の提示があった場合において、必要があるときは、防衛省は、関係各省各庁に対し当該条件に対する意見について照会を行い、関係各省各庁は、関係部局等を通じ売払等申請者の意見を徴する。
- (6) 関係各省各庁から回答を受けた防衛省は、日本側意見を施設分科委員会へ提案する。
- (7) 施設分科委員会において、当該財産の返還について合意された場合においては、同委員会から合同委員会へ承認勧告が行われる。
- (8) 合同委員会において、返還が承認されてから、施設及び区域の返還に関する協定締結方を依頼するまでの事務手順は、1の(5)から(8)までの例による。
- (9) 外務省は、地位協定第2条第3項の規定に基づく施設及び区域の返還に関する協定が締結された場合においては、その旨を防衛省に通知し、防衛省は、施設及び区域の返還の決定について官報告示の手続をとるとともに、関係各省各庁に施設及び区域の返還に関する閣議決定及び協定締結がなされた旨を通知する。
関係各省各庁は、関係部局等にその旨を通知する。
- (10) 関係部局等は、返還の目的に従って売払等申請者に対し、売払い等の処理を行う。

第2 提供に関する取扱い

1 使用承認等

施設及び区域の提供について合同委員会で承認された旨の通知を受けた場合においては、次の処理を行うものとする。

- (1) 地方防衛局等は、在日合衆国軍隊と協議して別紙第1号様式による提供国有財産の「使用明細書」を作成する。
- (2) (1)により使用明細書が作成された場合においては、次による。
 - イ 当該財産が一般会計所属の行政財産である場合においては、用途廃止の上、財務局長に引き継ぐものとする。ただし、臨時的施設の用に供する場合及び財務局長が特別の事由があり、引き継ぐことが適当でないと認めた場合においては、この限りでない。
なお、当該財産が特別会計所属の国有財産である場合においては、一般会計に所管換若しくは所属替をし、又は一般会計の使用として整理する。
 - ロ 当該財産に権利等が設定されている一般会計所属の国有財産である場合においては、地方防衛局等は関係部局等と協議して当該財産上にある民公有の権利等を消滅又は制限するための措置を執るものとする。
なお、当該財産に権利等が設定されている特別会計所属の国有財産である場合においては、関係部局等において当該財産上にある民公有の権利等を消滅又は制限するための措置を執るものとする。
- ハ 地方防衛局等の長は、関係部局等の長から使用承認を受けようとするときは、別紙第2号様式による「在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の使用承認申請書」を提出するものとする。
- ニ 関係部局等の長は、地方防衛局等の長に対し使用承認をしようとするときは、別紙第3号様式による「在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の使用承認書」によるものとし、地

方防衛局等の長から別紙第4号様式による「在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の使用条件承諾書」を徴するものとする。

ホ 財務局長が地方防衛局等の長に対し、在日合衆国軍隊の用に供するため普通財産の使用承認を行う場合において、必要があるときは、当該財産に係る次に掲げる関係資料を地方防衛局等の長に引き継ぐものとする。

なお、関係資料の引継ぎは、その写しをもって行うものとし、訴訟等のため必要があるときは、原本証明をした写しをもって行うものとする。

(イ) 境界確定に関する書類等実態調査に基づく関係資料及び図面

(ロ) 未登記財産整理簿、旧軍買収拳証資料、未登記財産現況記録調書、その他旧軍未登記財産に関係ある調査資料

(ハ) 訴状並びにそれに関連する必要な書類及び図面

ヘ 地方防衛局等の長は、使用承認を受けた普通財産について異動を生じた場合においては、遅滞なく異動の内容、その理由及びその他参考となる事項を財務局長に通知するとともに、当該財産の異動後の現況について、別紙第5号様式による「財産使用調書」を作成して財務局長に提出するものとする。

2 受渡し

地方防衛局等は、防衛省から施設及び区域の提供に関する協定が締結された旨の通知を受けた場合においては、次により財産の受渡しを行うものとする。

(1) 別紙第6号様式による「財産受渡書」を作成するものとする。

(2) 普通財産の受渡しにおいては財務局長が財産受渡書の記載内容が適正であると認めるときは、財産受渡書に地方防衛局等の長が主署し、財務局長が副署した上、地方防衛局等が在日合衆国軍隊に対し財産の受渡しを行うものとする。

なお、この場合において、財産受渡書、使用明細書、図面その他の関係書類を添付した正本は、財務局、地方防衛局等及び在日合衆国軍隊において保有し、財務局長は、理財局長に対しその副本一部を送付するものとする。

3 管理等

提供中の国有財産の管理に当たっては、次により事務処理の適正を期するものとする。

(1) 地方防衛局等の長は、提供中の国有財産について「合衆国軍隊使用国有財産調査表」を整え、財産の異動及び現況を常に明らかにし、財産管理の適正を期さなければならない。

(2) 地方防衛局等の長は、提供中の国有財産について現状の変更をしようとする場合においては、あらかじめ関係部局等の長と協議の上、処理するものとする。ただし、当該事案の内容が軽微なものを除く。

(3) 地方防衛局等の長が、提供中の普通財産の訴訟に関する事務処理を行う場合において、地方防衛局等の長の要請を受けて財務局長が必要であると認めるときは、担当職員を指定代理人として訴訟に参加させることができる。

(4) 地方防衛局等の長が提供中の普通財産について和解（調停を含む。）による処理を行おうとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した協議書に図面その他の関係書類を添付して、財務局長に協議するものとする。

イ 当該財産の現況及び訴訟の経緯

ロ 和解をしようとする理由及びその条件

ハ その他参考となる事項

なお、財務局長がこの協議に同意をしようとする場合においては、理財局長の承認を受けなければならない。

(5) 財務局長は、地方防衛局等における提供中の普通財産の管理状況等について、必要に応じ調査し又は地方防衛局等に対し関係資料の提出を求めることができる。

第3 一時使用等に関する取扱い

1 申請等

一時使用等の申請等の取扱いについては、別に定めるところによる。

なお、国に一時使用等の許可をしようとする場合の手続は、これを準用するものとする。
ただし、一般会計の間において一時使用等させる場合においては、当該財産を無償で使用させることができる。

2 審議会付議

提供中の普通財産の一時使用等について施設分科委員会へ提案するため、地方防衛局等の長から財務局長へ協議があった場合において、当該事案が国有財産地方審議会に付議する必要があるときは、一時使用等の適否について付議するものとする。

なお、提供中の普通財産が旧軍港市所在財産であるときは、一時使用等の適否について旧軍港市国有財産処理審議会（又は旧軍港市国有財産処理地方幹事会）に付議するものとする。

3 協議

(1) 地方防衛局等の長が、提供中の普通財産の一時使用等の許可に関する事務を行う場合（当該事案の内容が国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第11条第5号の規定に該当するものである場合を除く。）においては、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した協議書に図面その他の関係書類を添付して、財務局長に協議するものとする。

イ 当該財産の現況及び一時使用等をさせようとする部分の数量

ロ 申請者の住所、氏名及び使用目的

ハ 一時使用等をさせようとする理由

ニ 現状変更を必要とするときは、その変更に係る財産の区分、数量、変更の内容及び変更理由

ホ 使用期間、使用料及び使用料算定調書

ヘ その他参考となる事項

(2) 地方防衛局等の長は、現状変更等の承認をしようとするときは、変更部分に係る財産の区分、数量、変更の内容及び理由その他参考となる事項を記載した書類を添付の上、あらかじめ財務局長と協議するものとする。ただし、事案の内容が軽微なものとして財務局長との協議が整った場合を除く。

4 承認

財務局長が、提供中の普通財産について、3の(1)により、地方防衛局等の長から一時使用等の許可（国に使用させる場合を含む。）に係る協議を受けた場合において、事案の内容が重要なもの、又は処理に慎重を期す必要があるときは、理財局長の承認を受けなければならない。

第4 返還に関する取扱い

1 申請

(1) 地方防衛局等の長及び関係部局等の長は、売払等申請者があるときは、その者から次に掲げる事項を記載した返還に関する要望書に、関係図面を添付して提出させるものとする。

イ 申請者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）

ロ 国有財産の所在地、区分及び数量

ハ その目的及び利用計画

ニ その他必要と認める事項

(2) 地方防衛局等及び関係部局等に返還に関する要望書が提出された場合においては、地方防衛局等と関係部局等との相互間において連絡の緊密化を図るとともに、十分な意見調整を行うものとする。

(3) 返還に関する要望書が提出された場合において、当該事案の内容が次のイ又はロに該当するときは、地方防衛局等は、第1の3の(1)から(4)までに定めるところにより施設分科委員会へ提案手続をとるものとする。

イ 国及び地方公共団体において、公用、公共用、公益事業の用に供するものである場合において、特に必要があると認められるとき。

ロ その他法令の規定により随意契約により売払い等ができる場合において、特に必要があると認められるとき。

(4) 地方防衛局等の長及び関係部局等の長は、当該事案の内容が(3)のイ若しくはロに該当しないとき又は合同委員会において承認が得られなかったときは、返還要望者に対し理由を付して返還に関する要望書を返戻するものとする。

2 審議会

財務局長は、提供中の普通財産の返還について、施設分科委員会へ提案方を上申しようとする場合において、当該事案が国有財産地方審議会に付議する必要があるときは、返還後の処理内容の適否について付議するものとする。

なお、提供中の普通財産が旧軍港市所在財産であるときは、返還後の処理内容の適否について旧軍港市国有財産処理審議会（又は旧軍港市国有財産処理地方幹事会）に付議するものとする。

第5 留意事項

1 代替施設の提供の場合

(1) 在日合衆国軍隊から施設分科委員会を通じ、現施設及び区域に代わるものを日本政府が新たに提供することを条件に、現施設及び区域を返還する用意がある旨の提案がなされた場合においては、防衛省は、その概要を直ちに財務省（理財局国有財産調整課、以下同じ。）へ連絡するものとする。

(2) (1)の在日合衆国軍隊の提案について、防衛省の方針がまとまったときは、直ちに財務省と打合せを行うものとする。ただし、民公有に係るものを除く。

(3) 防衛省は、(2)による打合せ後において予算要求の措置を執るものとする。

2 閣議請議

合同委員会において施設及び区域の提供（代替施設の提供を含む。）について承認を得た場合並びに施設及び区域の全部又は一部が在日合衆国軍隊から返還された場合においては、防衛省は、毎月、その月中に承認を得た事案及び返還された事案を取りまとめ、速やかに、閣議請議事務を進めるものとする。

なお、この場合における財務省に対する閣議請議の合議通知は、閣議予定日の2週間前に行うものとする。

3 その他

施設及び区域内の民有地の買収に当たっては、国有地が飛地とならないよう国有地に隣接する部分から順次買収するよう配慮する。

第6 通知、報告等

1 実態調査、未登記財産の処理等に関する通知

地方防衛局等の長は、提供中の普通財産について、次の各号の一に該当する事務処理を行うようとする場合においては、事前に財務局長に通知するものとする。

(1) 実態調査及び未登記財産の処理に関する事務処理に当たって、他人の土地への立入及び境界確定を必要とするとき。

(2) 実態調査、未登記財産の処理及び訴訟に関する事務処理に当たって、仮処分仮登記をする必要があるとき。

2 実態調査、未登記財産の処理、訴訟等に関する報告

地方防衛局等の長は、提供中の普通財産について次の各号の一に該当することとなった場合においては、直ちに、財務局長にその旨を報告するものとする。

(1) 実態調査、未登記財産の処理及び訴訟に関する事務処理が完了又は終結したとき。

(2) 訴訟に関する事務処理に当たって、訴の提起、控訴、訴の変更等をし、又は第三者がこれらの行為（以下「訴の提起等」という。）をしたとき。

(3) 一時使用等を行った物件が滅失又はき損したとき。

3 一時使用等の許可等に関する報告

地方防衛局等の長は、提供中の普通財産について一時使用等の許可を行った場合においては、別紙第7号様式による「提供普通財産一時使用等許可報告書」を作成し、現状変更の申請を承認したとき（事案の内容が軽微なものを除く。）は、別紙第8号様式による「一時使用等許可

財産に係る現状変更承認報告書」を、また一時使用等の許可の内容の変更、期間の更新又は取消しをしたときは、別紙第9号様式による「提供普通財産一時使用等の許可の変更等報告書」を、それぞれ作成の上、直ちに、財務局長に報告するものとする。

4 通知又は報告を受けた場合の処理

財務局長は、地方防衛局等の長から提供中の普通財産に係る通知又は報告を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 1の(1)の通知を受けた場合において、隣接土地に立ち入るときは隣接土地所有者等へ立ち入る旨を、また、境界確定をするときは、隣接土地所有者等へ立会場所、期日その他必要な事項を通知するものとする。

(2) 1の(2)の規定により仮処分仮登記の通知又は2の(2)の規定により訴の提起等の報告を受けた場合において、登記を行う必要があるときは、速やかに登記の手続をとるものとする。

(3) 財務局長は、地方防衛局等の長から報告を受けた場合において、次のイ又はロに該当するときは、直ちにその旨を理財局長に報告するものとする。

イ 2の(2)の規定により訴の提起等の報告を受けたもののうち、事案の内容が重要と認められる場合

ロ 3の規定により一時使用等の許可、現状変更の承認及び一時使用等の許可の内容の変更又は取消しに係る報告を受けた場合

5 使用承認に関する報告

財務局長は、在日合衆国軍隊の用に供するため普通財産の使用承認を行ったときは、遅滞なく当該使用承認書写しを添付の上、その旨を理財局長に報告するものとする。

6 在日合衆国軍隊使用国有財産の増減に関する報告

財務局長は、在日合衆国軍隊の用に供している国有財産について次の事由により増減を生じた場合においては、当該年度の増減について別紙第10号様式による「在日合衆国軍隊使用国有財産増減調査表」を作成し、また、年度末における現在額について別紙第11号様式による「令和 年度末現在合衆国軍隊使用国有財産調査表」を作成し、翌年度の5月31日までに理財局長に提出するものとする。

(注) 当該年度において増減が生じなかった場合においては、その旨を報告する。

(1) 在日合衆国軍隊に対して新規提供又は追加提供することに決定し、その用に供した場合

(2) 在日合衆国軍隊の使用解除により全部又は一部が返還された場合

(3) 在日合衆国軍隊の用に供している民有財産（国以外の者が所有する財産をいう。）が買収等により国有財産となった場合

(4) 報告済みの数量等について、後日誤りを発見した場合

7 返還財産（土地）の施設別処理状況等に関する報告

財務局長は、在日合衆国軍隊から返還された財産のうち、財務省所管一般会計所属並びに財務省及び国土交通省所管財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属普通財産の土地の施設別処理状況等について、別紙第12号様式による「返還財産（土地）の施設別処理状況等総括表」及び別紙第13号様式による「返還財産（土地）の施設別処理状況等報告書」を毎年度3月31日現在においてそれぞれ作成し、翌年度の5月31日までに理財局長に提出するものとする。

8 返還が予定されている提供財産とその処理方針に関する報告

財務局長は、財務省所管一般会計所属普通財産に係る当該年度中に返還が予定されている提供財産とその処理方針について、別紙第14号様式による「令和 年度中に返還が予定されている提供財産とその処理方針」を毎年6月10日までに理財局長に提出するものとする。

第7 特例処理

この通達により難い特別の事由がある場合においては、地方防衛局等の長は財務局長又は関係部局等の長と協議の上、処理することができる。

なお、この場合において、財務局長が普通財産の協議に係る処理を行おうとするときは、理財局長の承認を得なければならない。

別紙第1号様式 (その1)

使 用 明 細 書
STATEMENT OF SPECIFICATION

日付
Date _____

1 施設番号
F A C. No.

2 使用決定年月日 第 次協定 令和
Date of Agreement on Agreement No. ____ concluded on ____ Use of
Property :

3 財産の所在地
Location of Properties :

4 使用財産の明細 (別添)
Description of Property to be used: (Attached)

5 動産目録 (別添)
Inventory of Removable Property: (Attached)

6 使用条件その他の記事
Terms for Use and other Information :

署 名
Signature _____

官職氏名 (タイプ)
Typed Name & Title _____

官 庁 名 防衛局又は支局
Organization Defense Bureau or
Defense Branch

別紙第1号様式 (その2)

別紙
Attached Sheet

票 票中の
Sheet _____ of _____ Sheets

財 産 明 細 書
DESCRIPTION OF PROPERTY

1 施 設 番 号
F A C . No.

2 使用財産の明細 (図面添付)
Description of Property to be used: (Plot plan attached)

区 分 Item	建物番号 Bldg. No.	明細記事 Description	延べ面積 又は面積 Total Sqft. Land or Bldg	国 有 私有の別 National or Private Owned	備 考 Remarks

別紙第1号様式（その3）

別紙
Attached Sheet

票 票中の
Sheet _____ of _____ Sheets

1 動産目録
Inventory of Property

区 分 Item	明細記事 Description	数 量 Amount	単 位 Unit	国 有 私有の別 National or Private Owned	備考 Remarks

作成要領

- (1) 「施設番号」欄には、F A C. No. のほかに合衆国側施設名称及び日本側名称を記載する。
- (2) 「使用決定年月日」欄には、協定調印年月日を記載する。
- (3) 「財産の所在地」欄には、府県、郡村まで記載する。ただし、提供施設及び区域が小規模である場合は番地まで記載する。
- (4) 「使用財産の明細」欄及び「動産目録」欄には、記載の必要はなく別添財産明細書等に記載することとなるが、財産明細書には各財産区分につき国有、公、私有別に記載し、国有財産については、更に各特別会計所属財産、費用支弁財産を他と別記するものとする。財産明細書各欄の記載要領は次のとおりとする。
 - (イ) 「施設番号」欄には、上記(1)に記載すべき事項を記載する。
 - (ロ) 「使用財産の明細」欄のうち、
 - (a) 「区分」欄には、財産ごとに一連番号を付する。
 - (b) 「建物番号」欄には、添付図面の建物番号に符合した番号を記載する。
 - (c) 「明細記事」欄には、
 - (i) 土地については、主なる種目を基準として記載（例「宅地一部山林」等）する。
 - (ii) 建物については、各棟ごとに種目別、構造別、用途別を記載する。
 - (iii) 立木竹のうち、樹木（庭木及びこれに準ずるもの。以下同じ。）以外のものについては、施設及び区域に含まれるかどうかについて、日米間の合意が成立していないので記載を要しない。

- (iv) 工作物及び権利については、それぞれにつき種目別一括して記載し、樹木についても一括して記載する。なお、国有財産の種目については国有財産法施行細則（昭和 23 年大蔵省令第 92 条）別表第 1 「国有財産区分種目表」（以下「区分種目表」という。）に定めるところによる。
 - (d) 「延べ面積又は面積」欄には、土地及び建物については、それぞれ面積及び延べ面積（費用支弁建物については米国式測量によるもの）を記載し、工作物、樹木及び権利については数量を記載する。この場合、土地及び建物の数量単位については、Sq. ft を用い、平方メートルを括弧書として併記することとし（平方メートルと Sq. ft との換算については、1 平方メートルを 10.7640 Sq. ft、1 Sq. ft を 0.0929 平方メートルとし、単位以下の端数があるときは単位以下 2 位に止め、3 位以下を切り捨てる。）、その他の財産については区分種目表に定めるところによる。
 - (e) 「備考」欄には、
 - (i) 各特別会計所属財産及び費用支弁財産についてその旨を記載する。
 - (ii) 費用支弁建物については、日本式測量による延べ面積を記載する。
 - (f) 最終部に各財産の合計数量を国有、公、私有別に記載することとするが、この場合においては、費用支弁建物については米国式測量による面積を算入し、その日本式測量による面積を算入した合計数量はその上に括弧書するものとする。
 - (ハ) 「動産目録」各欄には物品のみを記載し、国有財産たる機械器具その他の動産については記載しない。
- (5) 「使用条件その他の記事」欄には、日米合同委員会において協定された条件並びに財務局及び地方防衛局等において現地受領官等と約定した条件等を明記する。
- (6) 日付は、本書式作成年月日とする。

別紙第2号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

部局等の長あて

地方防衛局等の長

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の使用承認申請書

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号）第2条の規定により、在日合衆国軍隊の用に供するため、別紙に記載する貴局所属の財産を当局において使用することについて承認を求めます。

別紙

施設名	所在地	財 産 の 明 細						摘 要	
		区分	種目	構造	数量	価格	左記のうち使用承認に係る		
							数量		評価額

作成要領

「摘要」欄には、施設番号及びその他参考となる事項を記載する。

別紙第3号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方防衛局等の長あて

部 局 等 の 長

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の使用承認書

令和 年 月 日付第 号による下記財産の使用の申請については、下記条件を付して承認
します。

おって、別紙使用条件承諾書を送付して下さい。

記

1 財産の表示

施 設 名	所 在 地	区 分	数 量

2 条 件

- (1) 使用期間は、提供期間中に限るものとする。
- (2) 地方防衛局等の長は、在日合衆国軍隊の用に供するため、使用承認に係る財産に改良を加え、若しくはこれを変更し、又は新たな施設を設置しようとするときは、あらかじめ、当該改良、変更又は新設等に関する工事の内容等について当局あて通知するものとする。
- (3) 地方防衛局等の長は、前項に定める工事が完了したときその他使用承認に係る財産について異動が生じた場合には、遅滞なく「合衆国軍隊使用国有財産調査表」の内容を変更するものとする。
- (4) 地方防衛局等の長は、使用承認に係る財産について、在日合衆国軍隊から返還通知を受けた場合には、直ちに、当該通知の内容、当該財産の所在地、区分、数量及びその他所要事項を当局あて通知するものとする。
- (5) 地方防衛局等の長は、使用承認に係る財産について、在日合衆国軍隊から返還を受けた場合には、特別の事情があるものを除き、当該返還の日から30日以内に当局に返還するものとする。
- (6) 地方防衛局等の長は、一時使用等の許可をしている財産について、在日合衆国軍隊から返還を受けた場合には、当該返還を受けた日をもって当該一時使用等の許可を終了させるとともに、原状回復をさせた上で、当該返還の日から30日以内に当局に返還するものとする。
ただし、当局がその必要がないと認めた場合には、現状のまま返還することができる。

別紙第4号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

部局等の長あて

地方防衛局等の長

在日合衆国軍隊の用に供する国有財産の使用条件承諾書

令和 年 月 日付第 号をもって通知のあった下記財産の使用については、使用承認書に付された条件を承諾します。

記

- 1 施設名
- 2 所在地
- 3 区分及び数量

別紙第5号様式

財 産 使 用 調 書

施設 番号及 び施設 名	所在地	土 地		建 物		立木竹		工作物	権 利		価格 計	備 考
		数量	価格	数量	価格	数量	価格	価 格	内容	価格		

作成要領

- 1 本表は、各施設ごとに別葉として作成する。
- 2 「数量」及び「価格」欄には、「令和 年度末現在合衆国軍隊使用国有財産調査表」に記載する「数量」及び「価格」を記載する。

別紙第6号様式（その1）

財 産 受 渡 書
TRANSFER OF PROPERTY

1 施 設 番 号
F A C. No.

2 引渡財産の所在地
Location of Property Transferred

3 引渡財産の明細 (図面添付)
Description of Property Transferred (Plot plan attached)

区分 Item	財産明細 Description	国 有 私有の別 National Or Private Owned	引渡数量 Quantity Delivered	単 位 Unit	評価額 Appraisal Value	借 上 料 Rental	
						実 効 Actual	評 価 Esti- Mated

備 考 詳細の別添「使用明細書」のとおり。

Remarks : Detailed Description is as for attached "Statement of Specification"

4 動 産 目 録 (別添)
Inventory of Removable Property : (Attached)

5 使 用 期 間
Period of use :

6 使用条件その他の記事
Terms for Use and other Information :

7 引 渡 期 日
Date of Transfer :

別紙第6号様式（その2）

上記財産について「地位協定第2条第1項に基づく日米両政府間の協定」
 （令和 年 月 日締結 第 次協定）により、ここに下記両当事者間
 において実施取極を行う。

The Implementation Arrangement for the above property has been hereby concluded between
 the undermentioned parties under the "Agreement between the Government of Japan and t-
 he Government of United States of America under Paragraph I. Article II. of Administrat-
 ive Agreement" (No.) concluded on _____.

- a 引 渡 機 関 : 日本政府 防衛省
 Delivering Agency : Ministry of Defense, Japanese Government.
- b 受 領 機 関 : 米合衆国駐留軍
 Receiving Agency : U. S. Forces in Japan.

署 名 Signatures	
<p style="text-align: center;">(引渡機関) Delivering Agency</p> <p>署 名 Signature _____</p> <p>氏名官職 (タイプ) Typed Name & Title _____</p> <p>官 庁 名 Organization _____</p> <p style="text-align: center;">防衛局又は支局 Defense Bureau or Defense Branch</p> <p>日付 Date _____</p> <p>署 名 Signature _____</p> <p>氏名官職 (タイプ) Typed Name & Title _____</p> <p>官 庁 名 Organization _____</p> <p style="text-align: center;">財 務 (支) 局 Finance Bureau</p>	<p style="text-align: center;">(受領機関) Receiving Agency</p> <p>署 名 Signature _____</p> <p>氏名官職 (タイプ) Typed Name & Title _____</p> <p>部 隊 名 Organization _____</p> <p>日付 Date _____</p>

作成要領

- (1) 「施設番号」欄及び「引渡財産の所在地」欄に記載すべき事項は、前記使用明細調書と同じ。
- (2) 「引渡財産の明細」欄には、各財産区分ごとに国有、公、私有別に記載し、国有財産については、更に、各特別会計所属財産及び費用支弁財産を他と別記する。ただし、種目別に記載する必要はなく、各財産区分ごとに一括した表示をもって足りる。各欄の記載要領は次のとおりである。
 - (イ) 「区分」欄に記載すべき事項は、前記財産明細書と同じとする。
 - (ロ) 「財産明細」欄には、「土地」「建物」等財産区分の表示をもって足りる。
 - (ハ) 「引渡数量」欄及び「単位」欄については、使用明細調書作成要領に準じて記載することとする。ただし、
 - (a) 建物については、延べ面積のほかに棟数を併記する。
 - (b) 工作物については、記載を省略する。
 - (c) 権利については、面積のほかに棟数を併記する。
 - (ニ) 「借上料」欄については、記載の必要はない。
- (3) 「動産目録」欄については、記載の必要はない。
- (4) 「使用期間」欄には、協定された使用期間を記載する。すなわち、例えば Indefinite, Temporary, Pending 等記載し、別途期間の定めがある場合においては、それを明示する。
- (5) 「使用条件その他の記事」欄には、
 - (イ) 一時使用、永久使用及び U. S. House の場合は、その旨を記載する。
 - (ロ) 従前に提供したもののうち財産受渡月日以前に使用を開始したものがあつた場合には、「在日合衆国軍隊は当該財産を令和 年 月 日より使用した」と記載する。
 - (ハ) その他使用条件等については、「別添 P E. Form 2 の Item 6 の記載のとおり」と記載する。
- (6) 「引渡期日」欄には、
 - (イ) P D 又は Pre-Emption により協定締結前に継続使用のものについては、協定締結年月日を記載する。
 - (ロ) 新規提供のものは、本文書の授受を行った年月日を記載する。
- (7) 署名は、地方防衛局等の長が行い、財務局長が副署する。
- (8) その他記載上の注意事項
 - (イ) 各書式は、日文、英文を併記して作成する。
 - (ロ) 各書式中当該欄に書き収められない場合は、継続紙を使用するものとする。この場合継続紙は、同型紙の別紙を用い、本紙に別紙添付の旨を記載しておくとともに、本紙及び別紙に何表中の何表であるかを必ず記載する。

別紙第7号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

財務局長あて

地方防衛局等の長

提供普通財産一時使用等許可報告書

提供中の国有財産の一時使用等の許可をしたので、別紙のとおり報告します。

別 紙

施設番号 及 び 施 設 名	所在地	区 分	数 量	相手 方	使 用 目 的	使用料 (年額)	許 可 年 月 日	使 用 期 間	備 考
		土地	m ²						
		建物	m ²						
		立木 竹	本						
		工作 物							
		権 利							

作成要領

- 1 本表は、相手方ごとに別葉として作成する。
- 2 「使用期間」欄には、地方防衛局等の長が許可した使用期間を記載する。
- 3 使用期間が1年未満の場合は、「使用料」欄に総額を記載する。

別紙第8号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

財務局長あて

地方防衛局等の長

一時使用等許可財産に係る現状変更承認報告書

提供中の国有財産のうち一時使用等の許可をした財産の現状変更を承認したので、別紙のとおり報告します。

別 紙

施設番号 及び 施設名	所在地	区分	数量	相手方	現状変更		許可 年月日	完了予定 年月日
					内容	理由		

作成要領

本表は、相手方ごとに別葉として作成する。

別紙第9号様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

財務局長あて

地方防衛局等の長

提供普通財産一時使用等の許可の変更等報告書

提供中の普通財産に係る一時使用等の許可の変更、期間の更新又は取消しを行ったので、別紙のとおり報告します。

別 紙

施設番号 及び 施設名	所在地	変更等の 年月日	事 項	変更等に係る ものの従来の 許可内容	変更を認めたものの内 容（更新又は取消しに 係るものは除く。）	備考
			財 産 区 分 財産区分別数量 相 手 方 使 用 目 的 使用料（年額） 使 用 期 間			

作成要領

- 1 本表は、一時使用等の許可の変更、期間の更新又は取消しをしたものについて、1件ごとに別葉として作成する。
- 2 「変更等の年月日」欄及び「変更等に係るものの従来の許可内容」欄には、一時使用等の許可の変更、期間の更新又は取り消したのものについて、その承認等をした年月日及びその処理をする前の一時使用等の許可内容を記載する。
- 3 「備考」欄には、一時使用等の許可の変更、期間の更新又は取消しの理由その他参考となる事項を記載する。

別紙第 10 号様式

在日合衆国軍隊使用国有財産増減調査表
(令和〇〇年度分)

(増の部)

又は

(減の部) 価格単位：円

〇〇財務(支)局

増減 事由	増減 月日	施設 番号	在日 合衆 国軍 施設 名	所在 地	所管 区分	土 地		建 物		立木竹		工 作 物	権 利		価格 計	備考
						数量 (㎡)	価格	数量 延 (㎡)	価格	数量	価格	価格	内容	価格		

作成要領

- 1 本表は、増と減をおのおの別紙とする。
- 2 本表は、各省各庁の所管別、会計別に、かつ、地位協定第 2 条第 4 項の(b)に該当するものと、イーズメント部分に該当するものとに分け、それぞれ行を変えて作成する。
(注) イーズメントに係る土地については、地位協定第 2 条第 1 項の(a)には含めない。
- 3 「増減事由」欄には、本文 6 の 6 の(1)ないし(4)の事由を簡記する。
- 4 「所管区分」欄には、財務省(一般、普通)、国土交通省(一般、行政)又は農林水産省(特別、行政)のように記載する。
- 5 「数量」欄には、昭和 28 年に実施した在日合衆国軍隊の用に供する国有財産実態調査によって確認した数量及び在日合衆国軍隊との間で行う財産受渡しの際認定した数量を基礎として記載する。
- 6 「価格」欄には、国有財産台帳に記録されている価格を記載するものとし、国有財産台帳に記録されていない財産については、国有財産法施行令第 21 条に規定するところによって算定した価格を記載する。ただし、国有財産法第 38 条の規定に該当する財産については、財産受渡書記載の価格を記載する。
- 7 「増の部」の末尾に本文第 6 の 6 の(1)及び(3)に係るものについて「新規提供又は追加提供財産計」としてその財産区分別数量(工作物及び権利を除く。)及び価格の合計を、「減の部」の末尾に本文第 6 の 6 の(2)に係るものについて「返還財産計」としてその財産区分別数量(工作物及び権利を除く。)及び価格の合計をそれぞれ記載する。
- 8 本表の作成に当たっては、平成 13 年 3 月 30 日付財理第 1321 号「在日合衆国軍隊の用に供するために取得した国有財産等の取扱いについて」通達による地方防衛局等との間の財産の引継ぎ引受けに特に留意すること。
- 9 「備考」欄には、地位協定第 2 条第 4 項の(b)及びイーズメントの別を記載する。

作成要領

- 1 本報告書は、返還を受けた財産のうち前年度末現在において未処理（暫定使用を含む。）であった財産及び当該年度中に返還を受けた財産について、施設ごとに別葉として作成する。
- 2 「所在地」欄には、府県、郡村まで記載する。
- 3 「前年度末現在返還数量」欄には、前年度末までの返還等（実測増減を含む。）の累計数量を記載する。
- 4 「前年度末現在処理済数量」欄には、前年度末までに処理済の累計数量を記載し、上段に財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分を（ ）内書きする。
- 5 「返還等状況」欄には、当該年度中の返還又は実測による数量の増減を記載する。
なお、増減等の事由を「年月日」欄に（ ）書きで併記する。
- 6 「処理状況」欄には、当該年度中に処分等（暫定使用に該当するものを除く。）を行ったものについて、処理年月日順に次のとおり記載する。
 - (1) 「数量」欄には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分の場合、（ ）書きとし、その合計数量については上段に（ ）内書きする。
また、前年度以前に処理済として報告したもののうち、処理区分が変わった場合（貸付けから売払い、譲与等へ移行）には、「処理区分」欄にその旨を記載するとともに、「数量」欄は《 》書きとし、その合計数量については財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分の合計の上段に《 》外書きする。
 - (2) 「用途」欄には、公園、学校名等の具体的名称を記載する。
 - (3) 「処理区分」欄には、その処分条件（時価、減額等）とともに処分手由（売払、貸付等）を記載する。
なお、減額売払の場合は、処分条件上の減額率を（ ）書きで併記する。
 - (4) 「処分価格」欄には、売払価格、年額貸付料等を記載する。
 - (5) 「備考」欄には、地方審議会及び軍転審議会の答申を得ている場合、その名称、答申年月日を記載する。
- 7 「当該年度末現在返還数量」欄には、当該年度末までの返還（実測増減を含む。）の累計数量を記載する。
- 8 「当該年度末現在処理済数量」欄には、当該年度末までに処理済の累計数量を記載し、上段に財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分を（ ）内書きする。
- 9 「暫定使用状況」欄には、当該年度末現在で使用承認、管理委託、一時貸付しているものについて、「処理状況」に準じて記載する。
なお、最終処理を予定している暫定使用（所管換を前提とした使用承認等）の場合、「備考」欄にその最終処理区分を記載する。
- 10 「未処理の状況」欄には、当該年度末現在で未処理の財産について、管理態様（準公共用、利用計画策定済、未利用等）別に次のとおり記載する。
 - (1) 国有財産中央審議会の答申を得ているものについては利用計画策定済とする。ただし、留保地については未利用とし、「摘要」欄に国有財産中央審議会の答申を得ている旨を記載する。
 - (2) 利用計画策定済については、「摘要」欄に相手方、数量、用途、策定年月日、策定機関を記載する。
 - (3) 未利用については、利用要望（相手方、数量、用途等）及び利用計画策定上又は処分上の問題点、並びにその他特記すべき事項（買収未登記、訴訟等）を記載する。
- 11 「処理状況」及び「暫定使用状況」については、これを表示した図面を添付する。

別紙第 13 号様式

返還財産（土地）の施設別処理状況等報告書
（令和 年度）

施設名	F A C (No.)	前年度末現在 返還数量 (m ²)	前年度末現在 処理済数量 (m ²)
所在地			()

返還等状況		処理状況							
年月日	数量 (m ²)	会計	相手方	数量 (m ²)	用途	処理区分	処理年月日	処分価格 (円)	備考
計		計		《 》 ()					

当該年度末現在 返還数量 (m ²)	
-----------------------------------	--

当該年度末現在 処理済数量 (m ²)	
------------------------------------	--

暫定使用状況	会計	相手方	数量 (m ²)	用途	処理区分	処理年月日	期間	備考
	計		()					

未処理の状況	会計	管理態様	数量 (m ²)	摘要
	計		()	

作成要領

- 1 本報告書は、返還を受けた財産のうち前年度末現在において未処理（暫定使用を含む。）であった財産及び当該年度中に返還を受けた財産について、施設ごとに別葉として作成する。
- 2 「所在地」欄には、府県、郡村まで記載する。
- 3 「前年度末現在返還数量」欄には、前年度末までの返還等（実測増減を含む。）の累計数量を記載する。
- 4 「前年度末現在処理済数量」欄には、前年度末までに処理済の累計数量を記載し、上段に財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分を（ ）内書きする。
- 5 「返還等状況」欄には、当該年度中の返還又は実測による数量の増減を記載する。
なお、増減等の事由を「年月日」欄に（ ）書きで併記する。
- 6 「処理状況」欄には、当該年度中に処分等（暫定使用に該当するものを除く。）を行ったものについて、処理年月日順に次のとおり記載する。
 - (1) 「数量」欄には、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分の場合、（ ）書きとし、その合計数量については上段に（ ）内書きする。
また、前年度以前に処理済として報告したもののうち、処理区分が変わった場合（貸付けから売払い、譲与等へ移行）には、「処理区分」欄にその旨を記載するとともに、「数量」欄は《 》書きとし、その合計数量については財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分の合計の上段に《 》外書きする。
 - (2) 「用途」欄には、公園、学校名等の具体的名称を記載する。
 - (3) 「処理区分」欄には、その処分条件（時価、減額等）とともに処分事由（売払、貸付等）を記載する。
なお、減額売払の場合は、処分条件上の減額率を（ ）書きで併記する。
 - (4) 「処分価格」欄には、売払価格、年額貸付料等を記載する。
 - (5) 「備考」欄には、地方審議会及び軍転審議会の答申を得ている場合、その名称、答申年月日を記載する。
- 7 「当該年度末現在返還数量」欄には、当該年度末までの返還（実測増減を含む。）の累計数量を記載する。
- 8 「当該年度末現在処理済数量」欄には、当該年度末までに処理済の累計数量を記載し、上段に財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定所属分を（ ）内書きする。
- 9 「暫定使用状況」欄には、当該年度末現在で使用承認、管理委託、一時貸付しているものについて、「処理状況」に準じて記載する。
なお、最終処理を予定している暫定使用（所管換を前提とした使用承認等）の場合、「備考」欄にその最終処理区分を記載する。
- 10 「未処理の状況」欄には、当該年度末現在で未処理の財産について、管理態様（準公共用、利用計画策定済、未利用等）別に次のとおり記載する。
 - (1) 国有財産中央審議会の答申を得ているものについては利用計画策定済とする。ただし、留保地については未利用とし、「摘要」欄に国有財産中央審議会の答申を得ている旨を記載する。
 - (2) 利用計画策定済については、「摘要」欄に相手方、数量、用途、策定年月日、策定機関を記載する。
 - (3) 未利用については、利用要望（相手方、数量、用途等）及び利用計画策定上又は処分上の問題点、並びにその他特記すべき事項（買収未登記、訴訟等）を記載する。
- 11 「処理状況」及び「暫定使用状況」については、これを表示した図面を添付する。

別紙第 14 号様式

令和 年度中に返還が予定されている
提供財産とその処理方針

施設名	所在地	数量 (㎡)		返還 (予定) 年月日	返還後の処理方針(予定)			
		土地	建物		相手方	利用計画	処理区分	処理年月日

作成要領

- 1 当該年度中に既に返還がなされたもの及び予定されているものについて記載する。
- 2 「施設名」欄には、施設（FAC）番号順に施設番号と施設名を記載する。
- 3 「所在地」欄には、都道府県市区町村名等をできるだけ詳細に記載する。
- 4 「数量」欄には、単位を平方メートルとし、小数点以下第2位まで記載する。なお、建物については、棟数が把握できる場合には、数量の上段に（ ）書きで棟数を記載する。
- 5 「返還(予定)年月日」欄には、令和〇年〇月、〇月上旬、第一四半期中等できる限り詳しく記載する。
- 6 「相手方」欄及び「利用計画」欄には、具体的な相手方名、利用計画を記載する。
- 7 「処理区分」欄には、時価売払い、無償貸付け等の別を記載する。
- 8 「処理(予定)年月日」欄には、令和〇年〇月、〇月上旬、第一四半期中等できる限り詳しく記載し、処理予定がないものについては「未定」と記載する。
- 9 財産の位置、状況等のわかる図面を添付する。

別添 1

行政協定第 2 条により在日米軍に提供する施設及び区域を決定するための手続の件

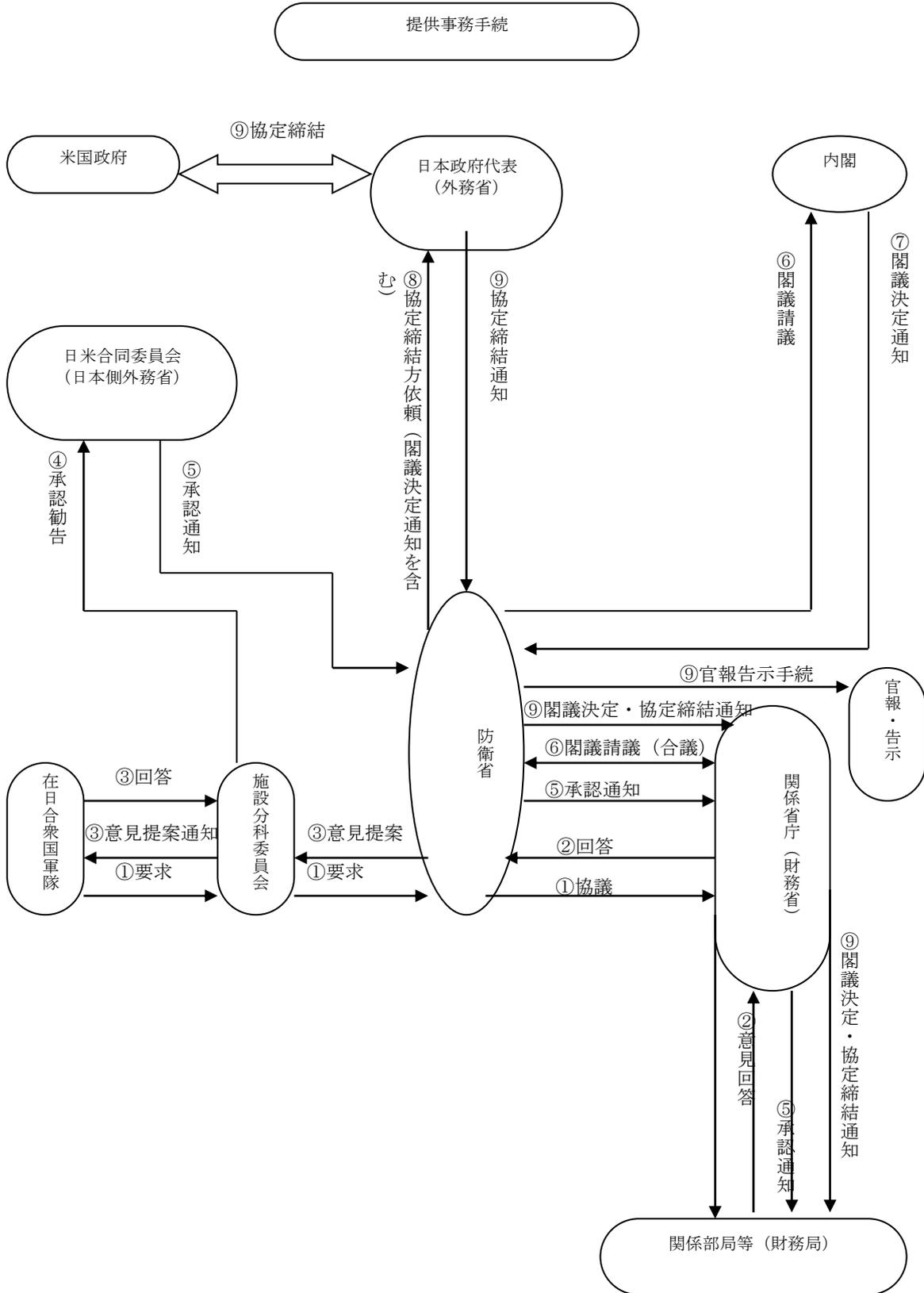
昭和 27 年 6 月 27 日
次 官 会 議 了 解

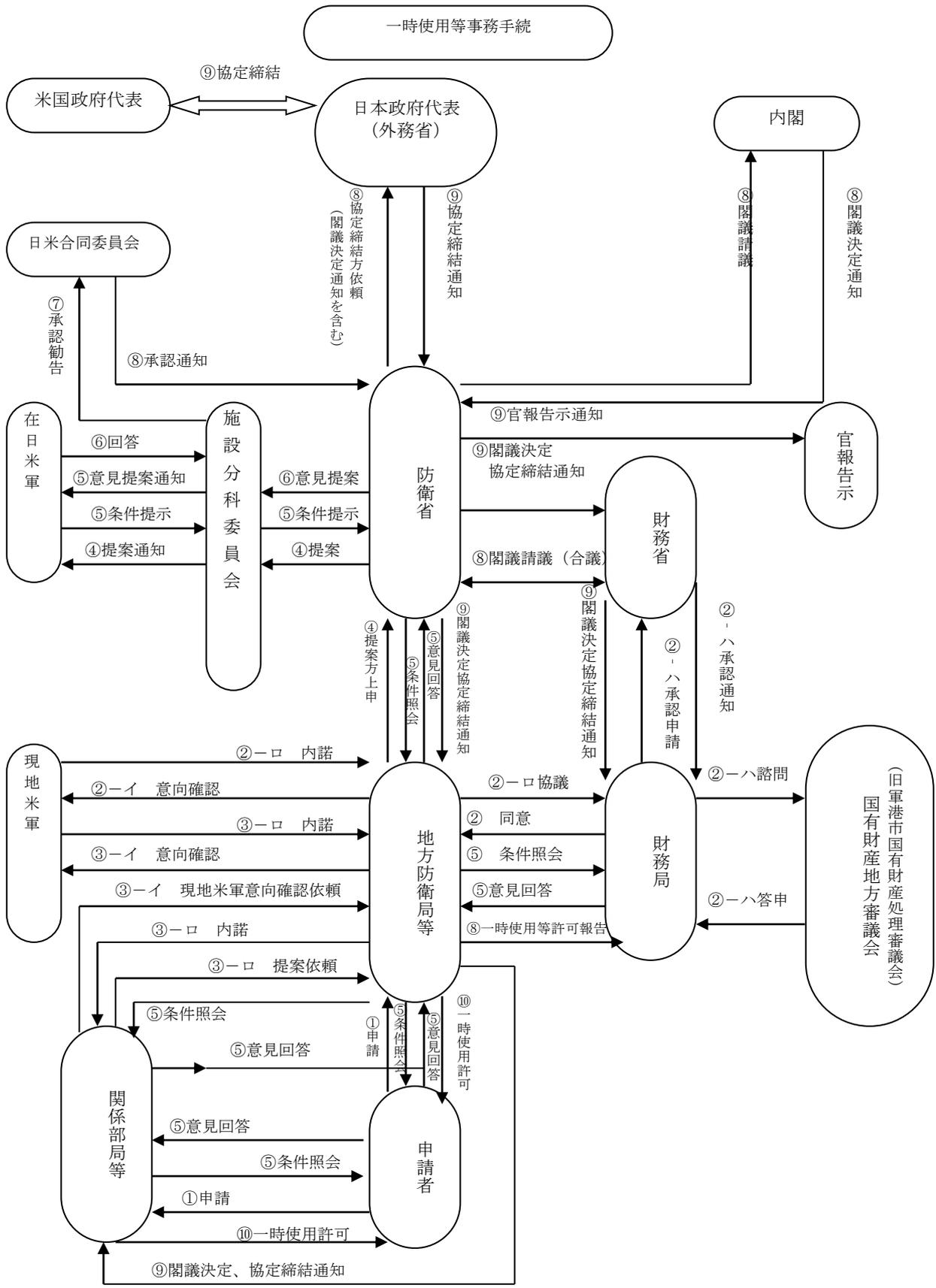
行政手続第 2 条に基づいて在日米軍に提供する施設及び区域の決定については、次の手続によるものとする。

- (1) 合同委員会を通じて合衆国代表から使用を希望する施設及び区域のリストの提出があつた場合には、それぞれの提供希望施設及び区域について米国側からの別表の資料の提出を求め必要に応じ、合同委員会本会議又はそれぞれの合同委員会分科会において米国側の説明を求める。
- (2) 日本側は(1)のリスト、資料及び説明に基づいて関係各省各庁が協議する。
- (3) 日本側は、(2)の協議の結果を調整した上、それぞれ分科会（分科会のない項目については本会議）を通じて米国側と協議し、日米双方の協議が整つた場合には、その結論を合同委員会の本会議に提出する。
- (4) 合同委員会の本会議においては、(3)により本会議の議題として提出された施設及び区域について、総合的見地からの調整を行うため、要すればそれぞれの分科会の意見を徴して検討する。
- (5) (4)の検討の結果日米双方で合意を見たものについては日米間に別途協定がなされることを条件として合同委員会の日米双方の代表において調印する。
- (6) 日米両国は、日本側において(5)の結果を閣議に提出してその決定を見た上、これに基づいて協定を締結する。
- (7) (6)により協定の締結があつた場合には、之が実施のため日本側と合衆国側との間に使用するための実施取極め（implementation arrangement）を締結する。

〔行政協定によつて駐留軍が使用を希望する地域に関する資料は、略〕

別添2





返還事務手続

